



## 質問

### 自動販売機の設置は管理組合の業務でしょうか。

(相談概要)

マンション居住者から、居住者の利便に供するため、飲料用の自動販売機を設置して貰いたいと意見が出ていますが、そもそも自動販売機の設置は管理組合の業務と言えますか。総会で決議する場合、決議要件はどうなりますか。

また、管理組合が自動販売機を設置した場合、売上げは課税対象となりますか。



## 回答

自動販売機の設置は、マンション標準管理規約(単棟型)第32条(業務)第9号の「敷地及び共用部分等の変更及び運営」に合致していることから、管理組合の業務と言えると考えられます。

なお、決議要件としては、一般的な自動販売機の設置の態様が、設置業者と管理組合が「自動販売機の設置に関する契約」を取り交わして行われることが多いことから、この契約行為自体は、管理規約により、予め理事会決議で可能としている場合を除き、総会の普通決議が必要となります。

また、自動販売機の設置は、その利用状況によっては法人税法上、収益事業(不動産貸付業等)と見なされる可能性もあるため、予め、所轄税務署等に相談のうえ決定してください。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。